

第二十八回 参議院通信委員會會議錄第六号

(三三)

昭和三十三年三月五日(水曜日)午前十一時十六分開会

委員の異動

三月四日委員前田佳都男君辞任につき、その補欠として川口爲之助君を議長において指名した。
本日委員川口爲之助君及び三木治朗君辞任につき、その補欠として前田佳都男君及び久保等君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 宮田 重文君
理事 手島 栄君
松平 勇雄君
山田 節男君

委員

黒川 武雄君
新谷寅三郎君
前田佳都男君
久保 等君
鈴木 強君
光村 基助君
森中 守義君
横川 正市君
野田 俊作君

國務大臣

郵政大臣 田中 角榮君

政府委員

郵政事務次官 最上 英子君
郵政省貯金局長 加藤 桂一君
郵政省電波 濱田 成徳君
監理局長

事務局側

常任委員 勝矢 和三君
会専門員

本日の會議に付した案件

○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○郵政事業の運営に関する調査の件(郵政事業従業員労働問題等に関する件)
○郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(宮田重文君) それでは、ただいまから委員會を開会いたします。まず、委員の変更がございますので、御報告いたします。

去る四日前田佳都男君が辞任され、川口爲之助君が選任されました。また、本日川口爲之助君及び三木治朗君が辞任され、前田佳都男君及び久保等君がそれぞれ選任されました。

○委員長(宮田重文君) では、本日は、まず、電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより郵政大臣の提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(田中角榮君) ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

電波法制定後における電波科学及び技術の進歩発達はきわめて顕著であ

り、これに伴いその利用の分野も社会生活全般に拡大され、その形態もきわめて多種多様となつて参つております。無線局の數ににつきましては、これを昭和二十五年の現行電波法制定當時と今日とを比較いたしますと、約七倍となり、三万局にも及んでいるというありさまであります。しかも、これらの傾向は將來さらに著しくなるものと予想されます。

このように電波の利用がきわめて顕著な發展をとげている今日より見ますと、現行電波法の規定中には、無線局の免許手續、無線局の検査制度、無線従事者制度及び手数料等につきましまして、必ずしも適切でないものがあること、出で参つておりますので、法律運用七年余の実績に徴し、施設者及び従事者の負担を最小限度に軽減し、並びに監理行政の合理化、能率化をはかる目的をもつて、これら関係規定の整備を行おうとするものであります。

改正のおもな点につきましては申し上げますと、第一点は、無線局の免許に ついてであります。その一といたしましては、無線局の落成後の検査その他無線局の免許手續につきましまして、無線局の規模及び種別または電波監理上の必要の度に応じそれぞれ適当な措置がなし得るように改めようとするものであります。その二といたしましては、法人である免許人に合併がありましたときの免許人の地位の承継を当然承継としておくことは、電波監理上不適当と認められますので、これを許可

を要するように改めようとするものであります。その三といたしましては、無線局の免許の欠格事由のうち、放送局に関するものにつきましまして、その高い公共性にかんがみまして、一般の無線局の場合より厳格にする必要がありまします。その旨を規定しようとするものであります。その四といたしましては、一般の例にならつて予備免許、免許または許可には、必要最小限度で、かつ、不当な義務を課することとならない限度において、条件または期限を付すことができる旨を規定しようとするものであります。

第二点は、無線従事者についてであります。その一といたしましては、過去における無線従事者の免許の更新の実績にかんがみまして、免許の有効期間を設けておく積極的な必要性が認められまします。また、この制度を廢止いたしましたも電波監理の上からも支障がないと認められ、他方無線従事者としての地位の安定を保全することにもなりますので、今回これを廢止しようとするものであります。その二といたしましては、アマチュア無線の進歩発達をはかる見地から、新たに初級のアマチュア無線技士の資格を設けようとするものであります。その三といたしましては、電波科学及び技術が急激に発達し、新しい電波の利用分野が開かれていくという現状に即応して、すみやかに適切な措置をとり得るよう

に改めようとするものであります。第三点は監督についてであります。が、その一といたしましては、無線局の態様の多様化に伴ひまして、毎年行うことになっております定期検査を、電波監理の必要の度に応じ適切に行い得るよう改めようとするものであります。その二といたしましては、免許を要しない微弱電波の無線局が多數で参りましますので、その運用が他の無線局の運用に支障を与える場合も考えられますので、これらについて障害排除のための措置命令または検査が行い得るよう規定しようとするものであります。

第四点は、手数料についてであります。が、その一といたしましては、前にも申し上げましたように、電波の利用分野の拡大に伴ひまして無線局の態様が多様多様となつて参りましたため、手数料の徴収単位につきましまして不合理な点が生じてきておりますので、これを是正いたしますとともに、その金額につきましても適正妥當な額に改めようとするものであります。その二といたしましては、手数料に関する規定は、国には適用しないことといたしまして、その旨を規定しようとするものであります。

以上簡単でございますが、この法律案の提案理由及びその内容の概略を御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決下さいませうようお願い申し上げます。

○委員長(宮田重文君) 以上の電波法の質疑につきましては、次回に譲ります。

○横川正市君 郵便振替貯金と為替貯金の問題に入る前に、大臣に今の全通と郵政省との間の労働事情について、先般の委員会でも御質問申し上げました当時、満足すべき大臣の回答を私どももらったと思つておつたわけでありましたが、昨日それから一昨日、さらに本日等予想される事態に対して、どうも大臣の回答といささか事態は變つていゝるように思われるわけでありまして、第一に御質問したいのは、労働運動の経路が、現状は大変、變つたといふふうな把握されておるのかどうか。まず例年からいいますと、おそろしくこういうような事情というのは、それほど差し迫つた、しかも、急迫を告げるような、あるいは破壊活動の防止をしなければならぬような事態へ發展するような可能性の問題とか、そういった一連の思想的な動きといふものは、全然当面の労働運動の中には私どもは見られないうふうな考へてゐる。ただ問題の取り上げ方が、逐次内容がきつめて微妙になつて参つておられますから、相当解決には困難が出てきてゐる、こういうことは言えると思ふ。その解決に困難が出てきてゐるということから、たとえば、一回の大臣会見で満足すべき結論に達しなかつた、何回会つても同じなんだといふことから起つてくるトラブルといふのは、私はやはりもう少し両者間の誠意でひんばんにこれを行なつて解決していくべきものと、こういうふうな考へてゐます。最近の労働事情が、大臣の把握するところと

變つたといふふうな考へてゐるのか、あるいは全然變らないけれども、大臣の考へ方が變つた、こういうことで今のトラブルが起つてゐるのかどうか、その点についてまず第一点。

それからもう一つは、先般の委員会で、私どもは大臣の回答に満足すべきだ、こういうふうな思つておりましたのは、事の起らない先に警察権力の介入を省側が要調するといふことが一体いいのか悪いのかといふことなんです。私どもは全通の労働運動といふのを十何年かずつとみずから体験し、手がけて参つた建前からしても、警察権力を介して事の紛争を拡大したといふ例はないのです。ですから、そういう例を見ないところから、一日、二日の状態を考へてみますと、警察権力を入れての郵政省の態度といふものに對しては、私どもはいささか不満を感じざるわけでありまして、それはなぜかういふような処置をとられたのか。それから第三の問題は、たまたま、きのう私は省側の態度について非常に疑念を持ったのでありますけれども、大臣との会見で問題の解決がはかられなかつたから、省側の責任者でありまして次官ないしは人事部長が組合側の代表と会見をするといふことの熱意に欠けておる点があるのではないかと、このことを、私は昨日率直に感じました。もちろん、これは大臣が責任者でありますから、大臣との間に問題を解決しなければならぬ幾多の事項があると思ふのであります。しかし、それとはまた別個に、事務当局は事務当局で相当問題を解決するためのいろいろな方策か、あつてしかるべきではないかと私

は思ふのであります。その事務当局は手をこまねいて事態の紛争をただ時間的に推移する、しかも、ひどいのは、実力行使をやつて散らばつてしまへば、それで問題はきつぱりは終つてしまつたといふような、おさなりの行き方である労働運動といふものを見ておるといふような、私はまあ言いかえれば怠慢を率直に感じたのであります。そういう点で、第三番目の問題としては、一体大臣はみずから事務当局に對して、お前たちは一切団体交渉に應ずるな、おれが全部やるのだといふように言われておるのかどうか。まあそういうことはおそろしく思ふのであります。私が、そういう懸念を事務当局と會つて私は率直に感ずるわけでありまして、その点をまず三つお伺い申し上げたいと思ふのであります。

○國務大臣(田中角榮君) お答えいたします。第一の問題は、労働事情に對しての根本的な変化があるのか、私の労働政策に對して変化があるのかといふ問題であります。こういうものは全然ございせん。両方ともありません。私が率直に申し上げられるとすれば、特に全通の労働運動の状態はよくなつたと、こういう考へであります。これはまあ今までの例から言いますと、すわり込みといつたらほんとうのすわり込みでありましたが、今度はそういうことではなく、私から率直に申し上げられるとするならば、全通と官側との間の交渉は、過去の労働運動や労働問題に對する問題解決に當つての状態とは違つて、相当円満に、いわゆるよき労使の慣行がだんだんと芽ばえ、また、これが実施に移されつたといふふうな私は信じております。

これは昭和二十二年と二十三年と比べてどうかといふのではなくて、實際お互いが了解点を持つてゐるのだ、だから、その表面的に見ましても、新聞の夕刊等に大々的に報道しておるのをただ第三者が見た場合は、昔と同じじゃないかといふふうに見られやすいのであります。が、当事者の腹を割つた状態を率直に申し上げると、そういうものとは全然違つたといふことであります。それから、労働事情は、労働運動の姿といふものは、過去の例と比べたら非常に問題にならぬくらいに進歩をしておる。なお、私の労働の政策に對しては、在来とてきたものと何ら変わりなく、話し合いによつて円満にものを解決しようといふ考へであります。しかも、できるだけ問題のあるものは早期に解決をして、重大なるがゆゑに、これをじんぜん目をむなくして派生的な混乱を起さないようにという私の基本的態度にはいささかも変わりございません。

第二の警察権力の問題であります。これはここで一つ率直に申し上げさせていただければ、警察権力は入れたくなかつたのです。また、私も入れることは排除しなければならぬという基本的な考へは變つておりません。この委員会でも申し上げた通りであります。ただ、なぜ警察官が入つたか、この委員会で相当強く言明しておりましたが、日警察官を入れたじゃないか、しかも、事前に入れたじゃないか、こういうふうなお話をございしますから、その間の事情を申し上げますと、今度の全通と官側との交渉の問題は、一べんや二べんの会合でもつて片づく問題で

はありません。これは特定局の統廃の問題でありますから、一回や二回の会合で片づく問題ではありませんが、とにかく慎重にお互いが誠意をもつて解決しようといふことに對しては了解点に達しておる問題であります。なお、この特定局制度の問題に對しては、六カ条か七カ条の公式文書をもつての回答要求がありましたので、私はこの問題に對しては明確に答へてあります。いわゆる特定局制度調査会の答申案が出た、それに対する省側の明確な態度はまだ決定もしておらず、實際問題として条文をどう読むかさえもまだ明確に調べておらないのだから、お互いが一つ話し合いをしながらもう少し時間をかけて、できるだけこの問題に對しては議論に終止符を打つような態度でいこうといふことを言つております。それから、今度の場合は、特定局制度の問題は一べんや二べんの会合でもつて片づく問題でないといふことは全通側もよく承知しておりますし、官側もこの問題に對しては十分話し合いをしておるのです。だから、今度なぜ三日、四日、五日の三日間本省に對しての集団陳情といひますか、集団団交をしななければならぬか、向うは集団的な陳情に來たのになぜ会わぬのかと、こういうふうな態度をとつております。いづれにしても、そういう事情にある問題であります。でありますから、私は中閣の諸君と一日の目に會つたので、會つてこの問題はこういう事情なんだから、だから、一つお互いによく話し合いをしようじゃないか、特にこの問題でもつて、今まで非常にうまくいつておる官側と全通との間がこの問題でうまくいかないようになつたら

困るから、私も胸襟を開いて会うし、また官側各部署も誠意をもってこの問題を解決するようにするから、あまりばたばたしないようにということとを私の方から全通側に申し入れてあります。特に私が会ったのは土曜日の午後でありますから、夜も、まだ日曜日一ぱいもあるし、私はいつでも会えるので、できれば三日、四日、五日のスケジュール的な姿はやめてほしい、非常にうまくいっておる労働慣行がここでこわれると困るから、何とかやめてくれと——しかし、やめてくれと言ってもやめられない態勢にあることもわれわれみずからまた認めるのだから、まあそこはうまくやってくれと、こういうところもさつくばらん話したのです。そうして私は衆参両院に呼ばれているのだから、私も次官も局長も本省にはおられないから、会うならば国会で会おう、また国会で会おうといつても十人が十五人でもって——三十人、五十人には会えないから場所を指定してくれというなら宮城前広場で会つてもよろしい、楠公の銅像の前で会つてもよろしいのだから、幾らでも会うから、時間が来たら七時半からスクラムを組んでやるといふようなことを一つやらないでくれということと、私が中岡の諸君に誠意を披露してある申し入れてあるのです。そういう意味で中岡も、じゃ、三日の朝までにはまだ時間もあるのだから、それで大臣とも何回も会うようにしましうと、こういうふうには、私は日曜日に出かけずに待つておったのですが、ついに土曜日の晩から日曜日には会えないで、月曜日の集団陳情になってしまったと、こういうわけですね。そのときに、ここまで

話をしておるのだから、お互いにいつでも会うし、場所を指定すればどこでも出かけていくというのだから、定期的に組合がどうしても一つのスケジュールとして本省を取り巻かなければならないということがあるならば明確に言ってくれ、話がよくわかるのだ、立場上しょうがないということであるならば警察官を動員する。そうしてそちらの方でも、私の方でも考えるから警察官はやめてくれ、こう言うなら、僕の方でも一向動員なんかしないから、こういうことでさつくばらん話をしたので、私は——そういう状態でもとにかく三日、四日、五日はどうしてもやらなければならないという状態なので、お互いの間でさつと一切紛争を起さないようにということとで、多いときには六百人も来ておりますが、比較的に姿としてはいろいろのいざこざがあるような姿であります。今までの例から言いますと、あのくらくらでもって対峙しますと相手が人が出ますが、今までの状態でスクラムを組んで本省職員の入庁を拒否したという問題、それから東門のとびらを境にして管理官、警官と対峙して、とびらの一部を破損したというだけであつて、今までに問題は一つもないのです。だから、今までの問題からいふと、お互いの立場上の問題はありますが、相当良識を持って行動しておるということ、この当時でなくとも認められると、こう考えるのです。しかし、もうきょうは三日目でありまうから、まあやはり何百人という人が集まるということになると、公道も占拠するようになるし、また公衆の往來を妨害するよ

うなことになるので、もう少し一つ話をして、何とか早く固めたらどうかというので、今、人事部長と組合との間に話し合いを進めております。で、きょうあります国会の時間の合間のときに私がいつでも会おうと、こういうことで、今までの問題で官側が会わなかったといううなこともありませんし、いつでも会つておりますので、今までもさつと態度ももつて交渉を行なつておるという実際の例はございません。警察官の動員しないを、ほんとうにお互いが話し合ひをするならば警察も何も動員しないが、あの狭い所に六百人も千人も来られたのには、管理官として当然交通整理のために警察官を呼ばなければならぬのだから、何とか呼ばないようにしてくれという了解のもとにやつたのでありますから、警察官を先に対峙させておいて紛争を激発させるといううな意思がなかったことは一つ御了解願いたいと思ひます。

それから第三番目の態度の問題であります。大臣の発言は長い、簡単にやってくれ」と呼ぶ者あり、簡単にやれない問題です。簡単にやると私の意思が通らないから、これは明確に答へさせてもらわなければならぬ。そういう意味で、省側の態度については、私も省の各部署も誠意をもって会つておりますから、いづれにしても、今までの職務怠慢であつたとか、熱意が欠けておつたとかいふ問題はございません。なお、そういう問題があるに困るの、きょう、きょうは特に組合側とこちらから申し入れても会うようにしなさいと、こういうことで話し合ひを進めておりますので、今までのように大臣だけが会うのであつて、ほかの部署の人たちは団体交渉の当事者にならないのだといううなことは全然ございませぬから、誤解のないようにしていただきます。

○光村基助君 緊急に一つ、今私は報告を廊下で呼び出されて受けたのですが、警察官が装甲車を郵政省の前に二台持ってきて、全通の中岡をぶんなぐつたり、傷を負わしたりしている。今大臣の言つたことと全然違ふじゃないか。これは大臣は一等大臣だといつて、新聞にも書かれたりしてうわつて、新報にも書かれたりしてうわつて、前にも現に装甲車を持ってきたこととは違ふじゃないか、これはどう大臣は善処するか。

○國務大臣(田中角榮君) 私は、今衆議院の委員会で組合出身の議員が仲介人になられて、人事部長が本省に行つたのであります。しかも、人事部長がこちらに呼び出されておる前には全通の中岡と会つておるのです。十二時までは固みを解くと言つておるのです。そういう問題が、私は報告があつたから報告通り言うのです。あなたもどなたから報告があつたと思うが、それはそういう装甲車を持ってきたておつてぶんなぐりややつておる、そんなことは私は絶対にないと思ひます。なぜならば、今まででちゃんとうまくいって来たものが、十二時にはやめようという了解に達したものが、暴力をふるうということは全然ないと思ひます。それはこの間も装甲車を出して何百人かもの、熊本郵政局で暴力をふるつていふという話がありましたから、(暴力とは言つておらぬ)と呼ぶ者あり)私は嚴重に調査した。そういうことがあつたら大へんだというので、鉄かぶとをかぶつて来たのは、たつた一人であつた。装甲車は出ておらぬということでありましたが、国会議員が国会の席上で言つたんだから、(暴力をふるつたとは僕は言わぬ)と呼ぶ者あり)もつと調べるといつて、調査を進めておりますが、今中岡との話し合ひをした人事部長が来まして、私に報告し、しかも、衆議院の通信委員会の委員の方が中に入られて十二時までは円満に軌道に乗せようということとで帰したから、その後、そういう暴力的行為が行われていることは絶対ないと信じます。

○森中守義君 今私は大臣の発言の中に、熊本で暴力をふるつたという言葉が出ましたが、さうなことは私は言つていない。會議録を明らかに見てもいない。そういうふうなことを關係が言つてもさつと困ります。今の取り消しを要求します。速記録をここに持つてきて……

○國務大臣(田中角榮君) 速記録を見るまでもありません、暴力ということと言つたのは間違ひです。装甲車が出たということでありましたから、装甲車が出たのかと言つたら、装甲車は出ていないということとで、暴力の件は取り消します。

○光村基助君 大臣は報告を受けていないというなら、秘書官がいるからさつと電話で聞いて、實際装甲車を持つてきて、けがさせておれば、大臣の責任だと思ふ。至急に調べさせてもらいたい。(國務大臣田中角榮君「すぐ調べろ」と述べ) ちょっと発言中黙っ

ておれ、議員が発言しているのにその態度は何だ。この前の委員会の席上、私が質問したときに、組合も組合なら官も官だ、わしなら初日から警察を入れて、そういうことはやらぬと言った、一べん実績を見てからやると。ところが、私は初日に地方からたくさん陳情に来た場合、私は会ってくれるかと思っておたら、ところが、どうでしょう、あなたの言っていることと全然違うのですよ。初日から警察官を入れた。それがあの紛糾のもとなんです。わざとわざと労働組合だからといって、わざとだれもデモをやりに来たのではない、全国の郵便局から、特定郵便局の問題に対する陳情にきているわけです。あなたは、第三者、学識経験者から答申案が出ているから、それに従ったからいいと言いますが、ほんとうの特定局の実態を知っているのは、学識経験者やそういう人じゃない。地方の人から実情を聞いてもらいたい。なかなか田中郵政大臣は評判がいいから、その人を実際陳情して、ほんとうに聞いてもらいたいというつもりで来ている。それに警察を並べて入れないというやり方は、あなたの初めから言っていることと違う。その点をもう一べん私は重ねてお聞きしたい。

○国務大臣(田中角榮君) 警察官を入れないことが、警察官を入れてはならないことが一番正しいという私の信念には変わっておりません。しかし、今度の問題に対しては、私と全通の中閣委との間に何回も会っておるのです。私はそこまで言いたくないが、何回も会っている。問題は、この問題が一回、二回で片づく問題ではない。しかし、諸君の方では春闘のスケジュールとし

て三日間スケジュールを組んでいる、組んでいるんですから、私はそういう立場を理解しないわけじゃないのです。いずれにしても、私は会うと言っているし、こうして現に会っているし、私は土曜日の晩から日曜の晩まで、不祥事が起らないようにお互いに全力をあげて話をしよう、そういうことを言っている。それでまた向うも相談しようと言っているのだが、事実三日の朝になって何千人何百人が入って、本省にすわり込むということになると、そういうことになる、労働組合運動の行き方として、一つの過去の例をそのままとるのであれば、その際には私の方で警察官を入れますよ、と両方で話をした。だから、なるべく警察官を入れないように、本省になだれ込みをやったり、不法行為の起らないように私の方で善処しますと言っておられます。それで私の方は土曜日の晩から三日、四日、五日、衆議院に呼び出されている以外はいつでも指定の場所であらうと言っている。だから、警察官はお互いに良識をもってやらないように、もしお互いに立場上やむを得ず警察官と対峙する場合があっても、できるだけ円満に良識をもっていざこざが起らないようにとお互いに話をしてやってきたから、今日まで、警察官と対峙する事態になつたけれども、実際に不祥事は起らなかった。ほとんど小せり合ひも起きていないといふ事実を申し上げているのであります。私自身は何も警察官を入れて、不祥事を激発させようという考えは毛頭過去も現在も将来も持っておらないということを明確に申し上げておるわけでありませう。

○光村基助君 大臣の発言は、あなたは組合運動というものを認識されていないのです。あまりばたばたやるなとか、うまくやってくれとか、まるであなたが全通の委員長で、自分の連中にばたばたやらないうまくやってくれ、こういう考えが自分自身に、あなたの頭とわれわれの頭と考えが違ふのです。これはやはり労働組合は労働者が団結してそうしてあなたの方と団体交渉をやるのですから、あなたの考え通りであれば、ばたばたやるなよ、うまくやってくれよという考え方は、ここにも一つのズレがある。また全国からたくさん来たといつても、会えばいいのじゃないですか。あそここの玄関の前に集めて、千人でも二千人でも、それであなたのほんとうの腹の中を説明したら了解するかもしれない。会いもせずに、ただ中閣に言つたからそれがうまくいくという考え方でなしに、あのバルコニーに上つて一席やつてごらんない、千人の人たちはそれで喜んで帰るかもしれない。そういうことをやらずに警察官を呼んで、おれの労働行政はりっぱなものだ、会社をつぶしてもおれはやつたのだ、そういう宣伝だけではだめなんです。あなた、そういう気ならば、あのバルコニーに上つて千人ぐらゐの人を集めて、そういうことをやってみてほしい。千人の人があなたを見直してほんとうに喜んで帰るかもしれない。あなたそういう気持がありますか。

○国務大臣(田中角榮君) 私もきのうか昨日も行つて、一つ話をしてやろうかと思つておつたのです。あなた方もおいでになつたようですから、自分の省の自分のところの従業員が会いに来ておるのですからやろうと、こういう考え方を持っていたが、御承知の通りきのうは逓信委員会でもってほとんど縛られておりましたし、組合員が会いたいというならいつでも会うからというのを私の方から何回も申し入れておるのです。おるのですが、いや、きょうのところはかまわない。しかも、きのうも衆議院の逓信委員会でもよくお話ししたのですが、これは私は誠意を持っていますのです。組合が団体的な行動をしなから一歩々々正常な組合運動としての実績を積み重ねていかなければならぬというその実態もわかりませう。そういうものを全然了解しないものじゃありません。ありませんが、今度の場合でも、実際に特定局制度の問題だけであるならば、あんな集団陳情しなくても片づいてるわけでありませう。なぜかという、二年間ももんできた二十一の問題も片づけようと思えば、二時間国交しただけで片づいてるのです。だから、こういう線をお互いにくささないで将来もやろう、こういうことで、私は今まで組合との問題で利害全く相対立する問題については誠意をもってやってきた。だから、中閣の諸君もそういう私の立場は十分認めてくれるものと思ふ。だから、今度も初めから三日、四日、五日という三日間を郵政本省に集団陳情という形で押しかけていくということを新聞で知つてゐるので、そういうことが起ることは今まで築き上げたものをまたつぶすのじゃ困るから、何とかお互いの間で話をしようということをやつてきたのですが、ところが、これはざつとくばらんにいえば、ある意味のスケジュール闘争であつて、私が幾ら言つ

てもきのう、きょうの三日間は、これはもうあそこへ集まらざるを得ない大勢にあつたと思ふのです。だから私は、きょうはもう三日目であるから、いずれにしても四日に続き、五日に続くというふうな問題になつては困るので、けさからはお互いが良識をもって話し合いをするようにと、こういうことで軌道に乗つて、十二時から話し合いをしよう、しかも、大臣は各所管局長と私たちが話し合つてもよろしいですなというふうな念を押されて、私は一向差しつかえないということをやつておるのではありません。まあ三日間は、私自身としても七月ももうまいいておるものが、どうもこういうことで全春泥にまみれるような姿になることは、実に好ましくないという考え方でありますが、こういうものを機会にして、もっと正常な姿に戻さなきゃならぬと、こういう考えを持っております。

それから今ありますが、人事部長からの報告がありましたから申し上げますと、装甲車は来てはおらないのであります。マイク放送の車が一台来ております。直ちに退去なさいと申し入れをするための車であり、それを放送しているということでありませう。それから警官が負傷されたという話は聞いていない。組合は十一時四十分正式に解散をいたしたというのでありますから、私が申し上げましたことと大体同じ線に圓滿に軌道に乗りつづつあるということが申し上げられると思ひます。

○横川正市君 今の紛争の起つてきた現象での意見のやりとりは、それはどういう、その内容があつたかは別問題

それからもう一つは、大臣は確かに組合と誠意をもつて話をしているのだと、こういうことで、私もその点は認める。それから昨日、おととい等の、その他の案件に対してだいぶ努力をしておられますから、この点については、私はあえて大臣が七面八臂、あつちもこつちも顔を出して了解を、工作をとれとは言っておらない。なせきょうは十一時四十分に解散する措置がと

ら、まあどういふ問題であるにせよ団体交渉といふことを抜きにして問題を解決するといふことは無理がかかります。だから三回、五回と夜を徹して団体交渉をすることもあるわけですが、さういふことの積み重ねの中で、意欲的に、精神的に話し合いをして問題を解決するといふことで、私は紛争をおさめていってほしい。ことにいま大臣の言われたように、今全通の要求している七項目は一朝一夕にいくものではない。私もその点は認識しております。ですから、それは会ったらもうばたりと解決するといふことで済むのではないのでありますから、それはそれだけに私は交渉というものを煮詰めていってほしいと思います。今後の問題もございしますので、その点一つ大臣から意見を聞いて、この問題を一応打ち切っておきたいと思ひます。

○国務大臣(田中角榮君) 大体この問題等に対しては、あなたの今言われる、その通りであります。私もそういう考えで今までやってきたわけですし、将来もやろうと考えております。ただ、今度の問題は、その組合の闘争指令によりまして、指令三十三号及び全通機第八十三号によって明確な指令が出ております。いわゆる本省に対してすわり込みを三日間行ふと、こういうことで明確に出ているものですから、それじやとにかく困るから、こっちでもって話をしよう、こういうふうに出ておいたのですが、指令は撤回できないのだ、話は話で、とにかくやることはやるのだ、こういうことで、まあ私たちの立場も了解しないさいよというくらいに、今何でも言える状態でありまして——私は、さっきの

御発言の中で、うまくやろうやということが、考え方として違うと言われましたが、これはうまくやろうやということは、大臣としては当然なんです。なるべくぼろは表に出さないで、うちのもののはうちで片づけようと、組合とわしが、とにかく法律上の団体交渉の当事者であるから、二人の意見が合えばうまくいくのじゃないか、とにかく表に出さないで、うまくやろう、こういう考え方が先行しておりますから、なるべく警察官なども基本的には入れたくない、今度も入れたくないので、何とか入れないように一つやってくれ、こういうことでやったのですが、ついに入れなければならない、幸いにも、入れても不祥事は起きなかったということでありますから、これが強硬に不法侵入、不退去というような問題が起きたり、器物を損壊したというような問題が起きたら大へんどと思つて、組合にもこれは特に申し入れをしておいなのですが、三日間を通じてあれほどの人がお互いに動員されておられるながら、問題がなかったということは、不幸中の幸いだと考えております。ただ、いずれにしても、警察官を入れてものを片づけるというような考え方はよくないのであって、私自身もそういうふうな考えておらないのです。だから、組合に対しても私からも申し入れられているわけありますが、集団陳情だというふうな名目で、やはり不法的な行為があつて、警官を動員しなければならぬような態勢は一つ自重してもらつて、なるべく一つそういうことはやらないようにというふうな厳重に申し入れて、お互いの良識をもつて一つ解決するような道を開きたいという

考えてございます。

○森中守義君 今の横川委員のことに、重複するようなことですがね、私はこの前も警察官の職務執行規定を読み上げながら、どういう理由で郵政省は警官を動員したのか、その根拠を明らかにせよということを行ったことがあります。今、大臣の答弁を聞いていますと、公共物を破壊するとか、あるいは交通整理をしなくちゃならぬ、あるいはまた不法侵入を防止する、こういうようなことですが、このどれかが私は郵政省が危惧するような状況にあるかないかということ、過去の全通の行動から見てあらかた想像がつくだろうと思うのですよ。それで、警官の職務執行規定の中に警察官が出動するということ、明らかにこれは犯罪を予防すると、こういうことが明記されているわけです。それじゃ一体全通の行動というものが、今まで犯罪を予想されるような、そういう行為であるかどうかという問題を、警察官を要請をした大臣からももう少し明確に示してもらいたい。

それともう一つ、幸いにしつてが人が出なかつたということでありますが、きのう私も現場に参りました警部補にいろんな話を聞いてみると、私ども上から命令されたことをするだけで、事の内容については全く批判を持しません、言われたままのことをするだけで、こういうことを言っておるのです。そうなると、なぐつた、なぐらぬという問題は、もう少し厳密にこれは調査の要があると思いますが、それほど無批判な警察が介入してくれば、どういふことになるでしょう。それからもう一つは、おそらく、そういう公

共物を破壊するとか、あるいはまた、不法侵入防止または交通整理をしなくてはならぬという心配があるとするならば、明らかに、郵政省の全通に対する見方というものは、徒党である、徒党の集団、こういう見方をしていると考える節があります。それと、根本的に私が言わんとするのは、前回も繰り返して言っておるように、警察というものは、一体政府の方では、いかなる場合に使うのか、これが一番問題なのです。放送法の問題だってその通り。あなたはそういうことではないと言われども、一体言論統制をしないと将来に向つて保障できますか。あなたはもうすぐ首を切られようとする大臣、あと一月あるか二月あるかわからぬ。おれが大臣の時代はそういうことはしなかったと言ふだらうけれども、あとでやはり言論統制の道を開きます。そこに、放送法をわれわれが反対をしておるし、加えて、唐澤法務大臣は、治安維持法を作らなければならぬ、こういうことまでも言っておる。だから、警察というものを、そう簡単簡単に、一種の集団的な行動を秩序立ててやろうとするものに対して動員をしなければならぬかどうか、これが私は、よき労使の慣行を作ろうとする、作りたいと主張してきた大臣の行動に一致しておるかどうかということは、はなはだ疑問になるのであります。従つて、労使の問題というものは……、そういう国の治安に当り、しかも、自首して出たからよくあがつたようなものの、警察官はほかにする仕事があります。犯人の逮捕もできぬおるじやないですか。そういう極悪な犯罪者の方に警察官は使ふべきであつて、こ

う正常な労働運動に使ふものじやありません。そういう点をもう少し、横川委員に対する答えである程度意図としてはわかつておりますが、もう少し明確に、労働運動の中に警官を導入することが、国の政治のあり方として警官の使い方が正しいかどうか、そういう点を明確にしてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(田中角栄君) 警察官の権限発動の原則は、不法行為の未然防止、すなわち犯罪の予防と、犯罪が起きた場合の犯罪捜査という二つに限られております。でありますから、組合の問題のときに當つても、いわゆる不法行為が行なわれるおそれのある場合と想定した場合には、未然防止のために警察官を出動することは何ら違法ではありません。しかし、労働運動というものを考えるときに、私も、いわゆる合法的な正常な労働運動というものは大いに助長し、発達せしめなければならぬという基本的な観念に立つものでありますから、特に労働運動等に対して、警察官が不法な干渉をし、介入をするようなことは厳に慎まなければならぬ問題だ、ということとは考えます。私が申し上げておる通り、国会において与野党が対立をして、多数決政治が行われぬからということをもつて、国会に警察官が入りました、国会に警察官を入れたと同じくらいに厳密に考えなければならぬということも明確にしておられますから、その考えは變つておりませんが、今度の場合、初めから団体交渉でもつてやれるというふうな状態であれば、お互いが話し合ひができるのです。また、その前の日までは話し合ひをやつておつたので

す。ところが今度は、私は徒党と認めておるわけじやないし、もちろん私のかわい全通の組合でありますから、何もそう考へておるのじやないのです。が、今度は団交というのであつて、中閣を通じてやるんですと、また、全国の執行委員連中が集まつてきて正式な会議を開こうというふうなものじやないのですから、組合から正式に私たちがどこへ言つてきたのは、三々五々自発的な意思に基いて各地方から押し寄せてくるのであつて、これはわれわれとしていかんともなしがたいのだ——全く全通の諸君が徒党に近いような話をした、集団的に私たちが交渉をやるんじやなく、何時にどこかへ着くのかわからぬのだ、これは全く自発的に全国の組合員が三々五々出てくるのであつて、任意の集団陳情だ、だから大臣もそこをうまく考へてやらなければだめですぞ、こう言うので、私の方もまことに困つたのです。だから、全通の中閣委員がここに十何人もおるのだから、ここでもつて片づけよう、こう言つたところが、そういうわけには参らぬのだ、指令を出したんじやない、指令とは関係なく、三々五々入つてきているのだ、こういうことになりますと、全通と団交をやるのだということになれば、これはまだまだ方法があるのですが、三々五々来るので、何百人来るか、千人来るかもしれぬ、二百人来るかもしれぬ、こういうお話だったので、そうなる、やっぱ入り入止止という問題がございます。これはもう正常に執務をしようという人が、時間内に門の中に入れて入れないということになると、これは相当な問題があります。もう一つは、不法に侵

入するということもありますし、不退出の問題もあります。なお、あそこには千人もすわり込まれると、電車も止まる、社会秩序、公安維持ということもできなくなる、こういうことになる。これは郵政大臣としては、自分の職員でありますから、全責任を負わなければならぬ、私は官側の代表だけではない、職員としての行動に対してもみずから責任を保有するものでありますから、こういうものに対しては、なるべく未然に、お互いがいざこざがないようにしなければならぬ、いやしくも不法行為が起きないかぬ、こういう問題で、やむを得ず警察官の出動ということになつたのですが、この警察官に対しても、私どもは厳重に、紛争を激発さしちやいかぬ、手荒な行為をやつちやいかぬ、大声を出しちやならぬという工合に、非常に強い要請を出しておるのであります。将来とも、警察官などが少くとも全通と官側の交渉には絶対に入らないでもらいたいというくらいな考えであります。でありますから、その意味では、私だけが胸襟を開くだけではどうにもならないので、組合員も大いに自重してもらつて、お互いに警察官を入れないということではなければ、とても将来正しい道は開けないという考えであります。で、先ほど申した通り、不幸中の幸いで、いろいろな問題は起きなかつたのですが、これを契機にして、お互いがもう少し歩を進めて、健全な組合運動、また、健全な労使の慣行の樹立のために大いにお互いが努力しなければならぬ、また、努力するように私自身も適当な措置をいたすつもりでございます。

○森中守義君 もう一つ聞いておきますが、今度のできことで、将来の労使の慣行がうまくいくと思ひますか。それを一つ聞かしてもらひたい。それと、私は昨日地方から出てきた二、三の代表にいろいろ意見を聞きまして、その代表が、一番その人の目に映つたのは、課長であるのか、あるいはだれであるのかしりません、窓ぎわに出てげらげら笑つておる。私も目撃をした。一番労働問題に關係の深い板倉という労働係長のごときは、上の方から下を見て、げらげら笑つておるじやないですか。こういう実情を見て、それ見たことかというのを集まつておる諸君に言つておられます。これは、私は一係長の問題だから、国会でいろいろ論議する必要はあつたんじゃないけれども、非常に大きな陰影を、きのう、あつておる。こういうことをいろいろ副産物として残しておる。そこへもつてきて、労使の慣行がうまくいくということをお互いが言ひ、かつた、やりた、そう思う。おそろく、本省ばかりでなくて、地方もそうでしょう。事もあらうに、窓ぎわに管理者諸君が出て、警官と組合員がやつておるのを見て、げらげら笑つてみたり、指をさして見るというあの情景は何です。ここに、事務当局の責任者である小野さんがおられるけれども、こういうことでうまくいきますか。形は整つたかわからぬ。しかし、残された感情というものを何によつて償おうとするのか。これが私は、大臣が言う正常な労使の慣行の樹立と言ひますか。あなたの直接の部下である労働係長その他の課長諸君が、

窓ぎわに寄つてきて、下を見おろしながらげらげら笑うという不思議な行為を郵政省の幹部はやつておるじやないか。従つて、こういう二、三の事例をあけて、これから先の全通と郵政省との円満な労使の慣行ができるかどうか、その点についてもう少し明確な答弁を求めておきます。

○國務大臣(田中角榮君) 私は、全通との間に責任をもつて団体交渉を円満にやつていけるという自信のあることを明確に答えておきます。今までもうまくいきまして、今度の問題も、私は、不祥事ではありませんが、不祥事であつて、不祥事らしきものはないにしろはなれないので、これはやはりある歴史の過程において、この程度はやむを得ないとさえ私ははつきりと考えております。なぜかと言いますと、これはもう三年、五年前だったら大へんなはずだったのです。今度は少くとも七カ月というお互いの良識のある行動が相当前提になつておりましたので、私としては、まあこの程度に済んだ、少くともあの程度の間が両方対峙をして門が破れなかつた、まあ表裏が、そういう例が過去の十二年間の労働争議の例であります。そういう面から見ますと、私も、何回も話をしておつただけに、まあ不幸中の幸いであつたと、こういう歴史を経て、少くとも来年は今よりも穩健に、再来年はもっとよくなるように私はこいねがつておりますから、少くとも、私の労働運動に対する前提がやつておりませんから、全通との間にはこのようなことがあつても、雨降つて地面まるというたとえの通り、今よりもなお私はうまくいく

という自信を持つております。今、例にあげられた窓から管理者が笑つておつたというようなことは、これは笑うというのはいささか格好を見て笑つたのかしりませんが、いすれにしても、笑つた人の不識識さといふことは認められると思ひます。これはその人自体の問題であり、まあ不識識でしよう。人が一生懸命やつておるのを見て笑つておる。まあ、これも同じような問題は組合員諸君にもあるのです。私たちのところに来て、次官や局長をつかまえて無礼なことを言う。まあ私は、一つ職場にいるのだから、もつと君らは言葉を慎しんだらどうかといふことを言うと、それは激昂して言うのだからしょうがない、こういうことを言ひますが、それは大臣としては、官側に対しての責任があるし、組合員自体に対しての職員としての責任もみないは負うのだから、お互いにもつと平常な姿でもつて話し合ひをしなれば、たとえばお互いしうしろを見て演説をするような状態じゃだめだぞといふふうなことを私も言つておりますが、今度は少くとも官側の態度が悪いから、今度はいささかといふことで、私も官側の態度といふものに對しては、お互いに誠意をもつてやれ。私自身も當事者として誠意をもつて話したい。私が出た場合はそういうことがなかつたんですが、いすれにしても、組合員の態度も激昂し過ぎて、えらく無礼なことを言う場合もありましたし、今あなたの言われた、相當の地位にある者が人の真剣な行動に對して、まあよそを見ておつたにしても、非常に不識識な行動があるといふことは、これはお互いに直さなければならぬ。これは私

自身も、官側に対しても、組合側に対しても、そういう派生的な姿から思わざる結果を招いてはいかぬといふことについては、特に慎重にするように考えます。

○横川正市君 次の問題に移りますから、もしなでしたら大臣はどうぞ……

それじゃ、本日議題になりました郵便替貯金法の一部を改正する法律案と、郵便為替法の一部を改正する法律案について、二、三点伺いたいと思ひます。

まだこの法律案の出されたねらいそのものが、現在實際上、事務上の取扱の上の手續が簡素化されるのだといふことだけで、今度の郵便振替貯金法の一部を改正する、こういうふうに出されたのかどうか。ことに、現金の収入はこれによつて年間五百萬といふのでありますから、きわめて微々たる収入にしかならない。それから大銀行で取れば、本人の場合もこれは無料で取り扱つておるようであります。どれだけこのことによつて利用者が増加するかについても、私どもとしては把握することはできない。そうなりますと、事務上の手續を簡素化するといふことだけでこれを行なつたといふことにとれるわけでありまして、そのところをまず一点伺ひたいと思ひます。

それから第二の問題は、簡易払いをやるわけでありまして、その後の加入数あるいは物数等についてどうなるか、また利用が、株の配当とか、それからその他の払込金に利用されるようでありまして、最近のような金

詰りといひますか、こういうような状況下で、一体郵政省はどれだけこれを期待しようとしておるのか、この点について、まず郵便為替法、郵便振替貯金法の一部改正に關係した問題だけについて御質問申し上げます。

○政府委員(加藤桂一君) お答え申し上げます。ただいま郵便振替貯金法の一部改正について、小切手払いの方式の変更について、これが簡素化になるのか、どういふ目的でやるのかといふような御質問でございますから、その第一についてお答えいたしますと、今回の小切手払いの制度改正は、事務の簡素化だけをねらつたといふわけではございませんので、その目的は、現在郵便局と地方貯金局との間に振替貯金の原簿が離れて存在しておりますので、小切手の提示が払い出し郵便局にございまして、地方貯金局、すなわち口座所管庁との間に電話なりあるいは電信なりでその現在高を一々確かめてから、その現在高の確認をいたしましてから支払われるということになつておりますので、現在平均いたしまして大体半日、あるいはそれ以上公衆を待たせるといふような不便がございまして、もっと早く払つてくれといふ利用者の要望によりまして、迅速化して公衆に便宜を与えようといふ意味から、今度はいわゆる小切手払いの口座といふものを別に区分けいたしまして、払い渡し郵便局に受け払い簿を設けまして、一々そこに現在高を通知いたしまして、小切手の提示がありまして、即座に郵便局で支払いをしよといふことに改正しようといふわけでありまして、従ひまして、手数の点から申しますと、大体現在では一々口座

所管庁との間に電信または電話で問い合わせといふような手数がかかるわけでありまして、今度はその点がなくなるかわりに、郵便局に受け払い簿を設けまして、そこに小切手払い口座の現在高を一々通知するといふ手数がかかるわけでありまして、手数の点からいいますと、ほとんど同じ手数があるといふことでございます。

第二に、簡易払い制度につきまして御質問がございましたが、これは現在株の配当金等、会社が株主に支払いをいたします場合に、従来は銀行等を利用しておつたのでありますが、今度振替貯金の支払い通知書で支払いをしよといふことでございます。三十一年の国会において、簡易払いの制度が認められたのでございます。従ひまして、その際に、支払通知書一枚の制限金額が三万円といふことであつたのでございますが、これでは少な過ぎる、現在三万円をこすものが大体全体の約三%から五、六%出て参つておりますので、ぜひ五万円に上げてほしいといふ要望が多いものでありますから、この支払通知書一枚の制限金額を三万円から五万円に引き上げるといふ次第でございます。

○横川正市君 自分の口座から小切手口座へ現金を移すわけですが、その移す場合、私は事務上の、何といひますか、繁雑さといふような問題、ほんとにスムーズに個人の希望によつてすつと移されるものかどうか。これは何といひますか、実際上は振替貯金を使つておる人たちの振替に對しては、確かに現金のあれをやつて、そうして銀行へ積みかえをする方法をとつてい

切手口座を設けるというのですから、別な形になるわけです。銀行に単に払い込んで銀行の小切手を使うのではなくて、何か別個の小切手口座に払い込むその繁雑さの問題は、個人が簡単に電話一本で利用できるような仕組みになつてゐるのかどうか、その点と、それからもう一つは、現金が確認されておれば、これは問題ないといふものの、実際にはやはり口座の現在高といふものは、ある程度確かめて、少しぐらいめんどくさくても、そのことの方が犯罪防止ということに実際上は役立つといふことがあり得るわけです。その点が完全で、一々通知をしなくても、犯罪その他の懸念は全然ないのだ、こういうふうな今度の改正案でいわれるかどうか。この二点、どうですか。

○政府委員(加藤桂一君) お答え申し上げます。初めの御質問でございますが、これは小切手払い口座に移しかえるといふことをやるわけでございまして、現在地方貯金局、いわゆる口座所管庁に、これは加入者が初めて振替貯金に入りますときは、三十円という料金を取つて入るわけでございますが、今度は新たに加入の料金を取るわけではございません。口座といたしましては、Aという人の一つの口座でございますが、ただ貯金局の中におきまして計算上の区分けといたしまして、小切手払いに当る口座といふものを別に設けるわけでございます。もう一枚作るわけでございます。そしてそれは加入者との予約によりまして、自分は幾ら以上こした場合は、絶えず小切手払いに移してくれ、あるいはそのつど金を払い込んで小切手払い口座に充て

てくれと言つて、金を払い込まれる場合もある。そういたしました、小切手払い口座の現在高は、絶えず振替貯金の加入者で小切手払いの加入者について、現在高を通知しておるわけです。従つて、それを絶えずカーボン紙に二枚取りまして、一枚を払い渡し郵便局に送るということでございますので、その現在高につきましては、払い渡し郵便局でそれを見まして払い渡ししても、別に現在高に間違いを生ずるおそれはない。

それから第二番目に、犯罪の問題につきましては、これはそういった面で、従ひまして現在高をはつきり確認できるものでございまして、それに對しまして特に犯罪が出るということにはございせん。最近小切手払い、いわゆる偽造の小切手を利用したり、あるいはすり金詐欺といひまして、現在高にないのに小切手を払い出してすり金を詐欺したというような事件もございしましたが、こういったものは現在のままでも起る犯罪でございまして、これは別に犯罪の対策を講じておる次第であります。

○横川正市君 これは口座の現在高といふものを常に明確にしておくと、このことで事務の簡素化をはかると、こういう方法にとれるわけですね。そうでなくて、たとえば貯金局なら貯金局の現在高の明確なやつを即時確認することができる方法というふうなものは考へておらないのですか。私はちょうどチューリッヒの郵便局ですが、ここを見たら、気送管一つで——あそこは小さい国ですから、払い出しに對しては、全部のセクション四つか五つ回ってくるのに、三分か四分ぐらいで窓口

の現在高確認払いというのをやつてゐるのを実際上見たのですが、電話でもつて照会して、あるいは電報で照会するということは、非常に時間がかかるのだと、いうような、こういうふうな言ひ方だと、いかにも電信とか電話とかいふものの利用の問題が、ちょっとひつかつてくるわけですが、現在高だけにあまり重きを置かないで、やはり原簿所管庁の現在高といふのを確認して、そして払うといふことの方が実際上犯罪の入るすきになつてしまふのではないかと、いふように思ふのですが、その点はむずかしくて対処できないのかどうかですね。

○政府委員(加藤桂一君) ただいまのにお答えいたしますが、それはたとえば地方貯金局の構内郵便局といふのがございまして、そういったところであらかじ振替貯金の小切手の払い出しをするといふことでございすれば、先生のおっしゃるようなことになるわけですが、現在地方貯金局といふのは、郵便局を担当しております、払い渡し郵便局といふのは、全国どこでも利用者が指定いたしました集配局あるいは普通局でございまして、非常に口座所管庁とが距離的に相当離れておりますので、その際に一々電報なり、あるいは電話で照会するといふ手間がかつておりますので、非常に、半日以上待たせるということになつております。非常にこれが振替貯金の不評判といふことになつておりますので、そういう点を改正したい、こういうことになりまして、

○横川正市君 その次に郵便為替法の改正法律案について、一、二御質問したいと思ひますが、今度のこれは現金

は封筒に入れて配達されるということになるわけですね。私はこれは今の郵便の現金封筒の問題と関連して御質問したいと思ふのでありますが、取扱者ないしは第三者に對して、全く犯罪を誘発するような行為を実際上のもので与えるといふことは、犯罪を防ぐことよりは、そういう制度を設けることの方が十分自戒しなければならぬ問題だと思ふのです。郵便の現金封筒に對しても、相当これは監察当局の取調べによると、犯罪件数が多いわけですが、もちろん、これはおそらく現金といつても、利用される種別から見ますと、その大きな金が封筒に入つて配達されるということはないのじゃないかと思ふのであります。封筒の取扱いはから来る抜き取り、その他の犯罪等について、これを立案するに當つてどうお考えになつておりますか。

それからもう一つは、電電に委託されるわけでありまして、委託された場合の費用ですが、一件幾らというふうにするのか、あるいは年間を通じて幾らというふうな予算で行われようとするのか、その点を二点お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(加藤桂一君) 最初の御質問でございますが、現在でも郵便局の方でやつております現金書留の犯罪があるのじゃないか、従つて、今回現金書留の封筒で配達するといふのは犯罪を誘発するじゃないかといふ御質問でございますが、これにつきましては、私どももそういった犯罪等を心配いたしました、相当考へたのでございまして、今度のいよいよ電信為替の現金配達、いわゆる居宅払い、その集配局からその局の中に居住しております

受取人の所に配達する、いわゆる自局配達でございます。従ひまして、郵務をやつております現金書留は、これは遠い所から送つて参りますので、その間汽車の通送があります。あるいは自動車で送られるという場合もございまして、相当これは長い時間輸送されるわけでございまして、それらの犯罪件数を調べてみても、現在非常に減つております。現金書留の現在一番新しい犯罪の事故の数字は、十萬通につきまして二・三通でございまして、そういったような少い数でございまして、これに比べまして今度の現金封筒で為替金を配達するのは自局配達——自分のところの局で現金とかえまして封筒に入れて配るのでございまして、これよりもよほど事故率は減るのじゃないかと思つております。

それから第二番目の御質問でございますが、電電公社にいわゆる一部の事務を委託するわけでございまして、これは現在電報電話局が全国で八百カ所ございまして、そういった所で電報を打たれた際に金を送りたいといふ場合に、わざわざ郵便局まで行つて電信為替を組むといふことは不便でございまして、今度は、そこで電報を打つと同時に電信為替を組むといふことに委託するわけでございまして、その委託の手数料等につきましては、まだ電電公社の方とはつきりした点につきましては話し合ひができておりませんが、もちろんこの法案を御議決いただきますまでは話し合ひしてやるわけでございまして、そう大した手数料は要らないのではないかと思ひます。

○横川正市君 まあ一つの新規事業を

やるときには、必ずそれに対してコストがどれくらいかかって利益がどのくらいかということが一応計算に入っているのですが、もちろんこの電報に対する委託の費用をどういうふうな支払方法にし、幾ら払うかという問題とも当然関連性が出てくるのでありますが、その点の検討はまだされておらないのであります。

○政府委員(加藤桂一君) 今度電信為替をいわゆる居宅払いにするにつきましては、一通につきまして三十円という料金をいただくようにこの法案改正の中に盛り込んでございます。従いまして、この三十円で、大体現金封筒の用紙が、一部現在郵便で使っております大体現金書留の封筒と同じような紙質のものを御用度でございますが、これは一部二四五十銭ぐらいの費用がかかるのでございますが、その他電電公社に委託いたしますが、そういった手数料その他いろいろ含めまして、大体一通につき三十円、それから大体現在の電信為替の利用ですが、年間百八十三万件ございまして、そのうち大体九〇%がこの居宅払いに移行するのじゃないかという私ども見通しを立てております。そうすると大体百六十五万通になります。これに対して一通三十円ずついただきますと四千九百五十万円、約五千万円の新たな収入になるかと考えております。

○横川正市君 この事務を取り扱う事務量の増加といいますが、そういう点から定員とかあるいは施設その他で幾らか強化する方策はとられておるかどうかが、その点の一つ。

○政府委員(加藤桂一君) 今度の電信為替の居宅払いで一々書留郵便物で金を

を屈けるわけでございますが、しかし、これは現在でも名あて局から速達の場合によりまして、電信為替証書を封筒に入れて速達で一々配達しているわけでありまして、これが現金封筒にかわるだけですから、格別の手数とすうものはかからないわけでありまして、また、郵便局の中で現金にかえて封筒に入れるという手数料がふえるわけでありまして、一面また電信為替証書を受取人が郵便局の窓口へ来て現金にかえるという手数料が減るわけでありまして、両者相殺いたしまして、大体定員増を考へるほどのことではないと考へます。

○横川正市君 改正法案そのものにはあまり私、こういう利便機関でありまして、その利便機関を強化するということについて、ことさら反対する理由はないのでございまして、先ほどあ十万通のうち二・三通という事故、犯罪に類似するものが出てくるということと関連してですね、これは一度、どういふ封筒を使われるのか、これを委員会に提示してほしいと思ひます、どういふ封筒でやるか。

それからもう一つは、まだ電電との間で委託費用の問題が話がついていないということになりますと、これはやはりコストその他の問題で、ただ概算五千万円程度というようなことで、しかも、このことが実際上、事務量の増加になるかならないかというやうな問題についても非常に不明確でありますから、その点を次回でもいいです。それから、一つ明らかにしてもいい。犯罪の問題については、ことに私は、そういう取扱いが出たのでき心か何かで罪でも作るといふことは、できるな

らば避けたいことだと思ひます。ただ利用が非常に高いから、そういうような犯罪は危険率を見てやると言っても万全を期すべきだ、ことに、現金を取り扱うものですから、一番魅力あるものの取扱いはなんですか、その点を事務局でも十分一懸念されて実行してもらいたいと思ひます。その点は答弁要りません。

あと、私は次回にこれを保留をいたしておきたいと思ひます。

○鈴木強君 ちょっとこまかい事務的なことになって恐縮ですが、今度新しく日本電電公社に委託して電信為替の業務が行われるわけでございますが、今、局長のお話ですとちょっとわかりませんから聞いておきたいのですが、頼信する際には、電電公社の電報電話局から電報を打ちますが、たとえばおみやみで、つしんでおくやみ申し上げますと、それに対して千円の香典を送るということになって、それが行くわけですね。着信をした電報電話局でこれを郵政の郵便局へ持っていくわけですね。そして郵便局では為替の証書を発行して、速達の手形を受取人に持っていくわけですね。その際におみやみの電報はどうなりますか。それを一緒にくつつけていかなければ意味ありませんから、その点郵政と電電とどういふふうになっておりますか。

○政府委員(加藤桂一君) ただいまの鈴木先生の御質問は、今度の法案で電信為替で、今まで通信文はつけられなかつたのですが、電信為替に通信文をつける、この通信文をつける便利はどうなるかと申しますと、為替電報の中に基本料金が含まれているから追加

料金だけで打てる、この電信を十五字打つ場合に例をとると、今まで七十円が三十円で打てるということになる、それから電報電話局で慶弔電報を打って、千円なら千円の香典を送りたいときに、現在でありますと、慶弔電報とは別に郵便局に行つて千円の為替を組まなければなりません。今度委託いたしますと、電報電話局で直接慶弔電報を打たれると同時に千円の電信為替が組めるということになります。

今度配達は、その電報電話局でお打ちになりました慶弔電報そのものは、結局電報電話局へは行かないわけでございますが、つまり為替電報に付随した通信文でございますから、結局電報電話局と私どもの郵便局との間でやりとりがございまして、今度は名あて局と申しまして、本人の、受取人の住所を管轄しておる郵便局へ為替電報と慶弔電報と一緒に行く、そして千円を封筒に入れたと同時に、今度は日本電信電話公社の発行しております慶弔電報そのものの形で書きまして、その慶弔電報と金と一緒にいれて、配達するのは郵便局の人が行くというわけでございます。従つて、受け取られる現金書留の封筒、いわゆる為替在中の封筒を開きますと、中から現金千円と慶弔電報——おくやみの電報ならおくやみの電報と、それから送金案内状、これは事務手続上、あとで受け取つたという返事をしてもらう、この三つが出てくるということになるわけでございます。

○鈴木強君 その点はわかりました。それからその次に、三十七条の三に新しくこれが起きてくるわけでございますが、電電公社の事業所の名称と位置、これを別に公示するといつておりますが、今、先ほどお話があつたように、大体八百近い電報電話局があると思ひますが、原則としては、現在ある電電公社の直轄局でございまして、それを全部事業所に指定するつもりですか、その点。

○政府委員(加藤桂一君) 現在のいわゆる直轄局全国八百箇所あるそれを全部あれするのでございます。

○鈴木強君 それから、先ほどの横川委員の質問に関連しますが、当然委託をされまうと郵政、電電間の委託業務の手数料と申しますか、そういうものが当然出てくると思ひますが、お話しによると、まだ決定をせずにおるやうな感じが、大体法案が国会に出てきて、実際に業務を開始するのはまだおくれまうけれども、法律施行はいつになりますか。

○政府委員(加藤桂一君) 七月からでございます。

○鈴木強君 七月ですか。それまでの間に話し合ひをしようということだと思ひますけれども、少くともこういう法律に基いて新しい業務を施行するといふことですから、そういう基本的な問題は私はお取りきめになつて、そうしてこういうことで電電公社との間に円満にやりたいと思ひますと、こういうことでないかと思ひます。どう思ひます。ですから、今からでもおそくないので、一つ早急に電電公社の方とお話し合ひをして、願わくは、この法案が決定する前くらいに、私はその基本的な考え方を聞きたいと思ひますが、この点いかがでございますか。

○政府委員(加藤桂一君) まことに適

切な御指示でございまして、私どももそういうつもりでおったのでございまして、何しろ施行が七月一日でございしますし、今その法案を通していただく方に一生懸命でございしたものですから、電電とのまだそういう具体的な話し合いができておりません。大綱におきましては話し合いはついておりますので、至急、横川先生のお話もございしますので、至急に法案を通していただくまでにはつきりいたさせまして御報告申し上げたいと思ひます。

○鈴木強君 わかりました。

○委員長(宮田重文君) それでは、本日(の)委員会は、以上をもって散会いたします。

午後零時四十二分散会

二月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月八日)

三月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百四条」を「第百四条の二」に改める。

第五条に次の一項を加える。

4 公衆によって直接受信されるこ

とを目的とする無線通信の送信(以下「放送」という。)をする無線局については、第一項及び前項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する者には、無線局の免許を与えない。

一 第一項第一号から第三号まで又は前項各号に掲げる者

二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が業務を執行する役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

三 法人又は団体であつて、その役員が前項各号の一に該当する者であるもの

第六条第一項第四号中「設置場所」の下に「(移動する無線局であつて船舶局(船舶の無線局をいう。以下同じ。))及び航空機局(航空機の無線局をいう。以下同じ。))以外のものについては、移動範囲。第十八条を除き、以下同じ。」を加え、同項第七号中「無線設備」の下に「(第三十條、第三十二條及び第三十三條の規定により備えつけなければならない設備を含む。第八号並びに第十條、第十二條、第十七條、第十八條及び第七十三條において同じ。)」を加え、同条第二項中「公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信(以下「放送」という。)」を「放送」に改め、同条第三項中「(船舶の無線局をいう。以下同じ。)」を削り、「信号符号」の下に「並びに国際航海に従事する船舶であるとき、又は船舶安全法第四條第三項の規定により無線電

信若しくは無線電話の施設を免除された船舶であるときはその旨」を加え、同条第四項中「(航空機の無線局をいう。以下同じ。))及び「種類、等級」を削り、「及び登録記号」を「登録記号及び航空法第六十條各号の一に該当する航空機であるときはその旨」に改める。

第九條の見出し中「工事設計」を「工事設計等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条の予備免許を受けた者は、郵政大臣の許可を受けて、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域又は無線設備の設置場所を変更することができる。

第十條中「並びに無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類」に改める。

第十二條中「第九條」を「第九條第一項」に改め、「第五十條の規定」の下に「その時計及び書類が第六十條の規定にそれぞれ」を加える。

第十五條の見出しを「(簡易な免許手続)」に改め、同条中「再免許」の下に「及び郵政省令で定める無線局の免許」を加える。

第十六條の見出しを「(運用開始及び休止の届出)」に改め、同条に次のただし書を加える。

但し、郵政省令で定める無線局については、この限りでない。

第十六條に次の一項を加える。

2 前項の規定により届け出た無線局の運用を一箇月以上休止するときは、免許人は、その休止期間を郵政大臣に届け出なければならない

い。休止期間を変更するときも、同様とする。

第十九條中「免許人」の下に「又は第八條の予備免許を受けた者」を加える。

第二十條を次のように改める。

(免許の承継)

第二十條 免許人について相続があつたときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。

2 免許人(船舶局及び航空機局の免許人を除く)たる法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、郵政大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。

3 第五條及び第七條の規定は、前項の許可に準用する。

4 船舶局のある船舶について、船舶の所有権の移転又は船舶契約の設定、変更若しくは解除により船舶を運行する者に変更があつたときは、変更後船舶を運行する者は、免許人の地位を承継する。

5 前項の規定は、航空機局のある航空機に準用する。

6 第一項及び前二項の規定により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を郵政大臣に届け出なければならない。

7 前六項の規定は、第八條の予備免許を受けた者に準用する。

第二十二條の見出しを「(無線局の廃止)」に改め、同条中後段を削る。

第二十五條中「免許をしたときは、」の下に「郵政省令で定める無線局を除き、」を加える。

第二十七條第一項中「及び第二十五條」を削る。

第四十條を次のように改める。

(無線従事者の資格)

第四十條 無線従事者の資格は、第一級無線通信士、第二級無線通信士、第三級無線通信士、航空級無線通信士、電話級無線通信士、第一級無線技術士、第二級無線技術士、特殊無線技術士、第一級アマチュア無線技術士、第二級アマチュア無線技術士、電信級アマチュア無線技術士及び電話級アマチュア無線技術士とする。

2 前項の資格を有する者の行うことができる無線設備の操作の範囲は、資格別に政令で定める。

第四十四條及び第四十五條を次のように改める。

第四十四條及び第四十五條 削除

第五十條第一項の表の下欄中「海岸局」の下に「(船舶局と通信を行うため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。)」を加える。

第五十三條中「呼出符号」を「無線設備の設置場所、呼出符号」に改める。

第五十八條中「アマチュア無線局」の下に「(個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局をいう。)」を加える。

第六十條に次のただし書を加える。

但し、郵政省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備えつけを省略することができる。

第七十條の二第二項中「航空局」の下に「(航空機局と通信を行うた

第八十二條の見出し中「受信設備」を「免許を要しない無線局及び受信設備」に改め、同条第一項中「受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流を」と第四條第一項但書の規定による免許を要しない無線局（以下「免許を要しない無線局」という。）

第三百三条を次のように改める。

(手数料の徴収)

第三百三条 左の表の上欄に掲げる者は、政令の定めるところにより、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手料を納めなければならない。

あるのは、「承認」と読み替へるものとする。

第八章中第百四条の次に次の一条を加える。

(予備免許等の条件又は期限)

第百四条の二 予備免許、免許又は許可には、条件又は期限を附することができ。

3 前項の条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は予備免許、免許若しくは許可に係る事項の確実な実施を図るため必要最少限度のものに限り、且つ、当該処分を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に次の表の上欄の資格を有している者は、この法律の施行の日に、それぞれこの法律による改正後の電波法の規定による同表の下欄の資格の免許を受けたものとみなす。

昭和三十三年三月八日印刷

昭和三十三年三月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局